

# 大学評価の可能性についての考察

喜多村 和 之

## 目 次

1. 大学評価は可能か？
2. なぜ大学評価が必要か
3. 大学評価に対する諸見解
4. 自己評価としての大学評価
5. 大学評価の構造
6. 大学評価における自律性と公正性



## 大学評価の可能性についての考察

喜多村 和 之\*

### 1. 大学評価は可能か？

あらゆる組織体は、自己が社会に存在することの根拠となるべき目的を持ち、その存在根拠を自己の使命として社会に宣明し、その目的ないし使命達成のために固有の機能を遂行することによって一定の社会的役割を果たし、その存在理由を社会から承認されている<sup>1)</sup>。組織体が固有の機能を遂行していくためには、組織体は常に自己の目的・使命に照らして、機能の有効性を点検し、達成された成果を分析・評価して、組織体の意志決定の参考にしたり、日常の諸活動の改善・向上に役立てていくことが必要となる。このような自己点検や自己評価の機能が働かなくなると、組織体はやがて衰退する。

大学という組織体も例外ではない。大学もまた大学の存在根拠となるべき目的を有し、その使命の下に創設され、その目的達成のための固有の機能を遂行することによって、社会の承認と支持を得つつ、社会制度として存続してきた。大学という社会制度はヨーロッパ中世の発祥以来、教育と研究という機能の遂行を通じて発展してきたが、今日ではいかなる社会においても、大学は、教育機関としては高等教育制度の中核として、また研究機関としては一国の学術文化の中心としての役割を担うことが公認され、かつ社会から要請されているといえよう。

このように大学の固有の機能として広く承認されてきたのは、まず何よりも教育と研究であり、とりわけ学問の自由が志向されている大学においては、ありとあらゆる領域が教育・研究の対象とされてきた。しかしながら大学それ自体は、少なくとも大学の内部からは、これまで評価の対象とされることが殆どなかった。その理由のひとつには、そもそも大学とは評価可能な組織体なのか、という強い疑問が大学内を支配していたことがあげられよう。大学は、例えば利潤を追及する企業や生産性や効率性によってその質の良否を評価される工場などとは異なり、数量的な指標にはなじまない教育や研究を遂行している機関であり、したがって、大学は客観的に評価し得ない組織体であると観念されており、とりわけ大学で教育・研究に携わっている大学教授は、大学における効率性という観念には懐疑的である。J. B. ヘファリンはこの点について、次のように指摘している。<sup>2)</sup>

多くの大学教授は指導や教育に関しては一種の秘法とみる考えを抱いており、効果を測定することなどはできないものだと考えている。こうした見方からすれば、教育とは掴み所のないものであって、その目標は機能的に明確化し得ず、したがってそれは観察もできないし評価も

---

\*広島大学・大学教育研究センター教授

できないということになる。それは一種の「術」なのであって、行動科学者などの組織的分析や調査研究の対象とされるべきものではない。そうした理由から多くの教授は教育それ自身の研究などには殆ど重きをおかず、大学の自己研究や自己評価のために大学の財源を使うことなどには賛成しない。

ところで一国の学術の中心であり、“最高学府”としての権威を持つ大学を評価の対象とするなどということは、学問的にも不可能なことであるばかりでなく、そうしたことを考えること自体が許されないことのようにみなす風潮が、大学内に支配的であったように思われる。

このように、大学内において大学評価が忌避されてきたということは、必ずしも大学の評価が実際に行われていないということと同義ではない。現に潜在的には様々な形をとって、大学においても大学評価は常に行われてきたともいえる。例えば、大学の威信の高低は、研究業績を尺度として、大学内で常に公的・非公的に言及され、その評価は暗黙のうちに多くの大学関係者によって信奉されているのは否定し得ない事実である。

しかしながら、全般的には日本では大学が自らのイニシアティブで自己の組織や機能を評価の対象として分析・評価し、その結果を明確な形で公表したり、現実に大学の意思決定や改善に適用するといった制度や慣行は、公的な形では殆ど行われていないといえよう。

教育評価の専門家の梶田叡一は、日本の社会・文化的風土の中に「評価拒否」の伝統とでもいうべき底流があり、これを支える根のひとつは、人と人との間を表面きって差をつけることを嫌う「日本的無差別主義」的な国民性にあることを指摘している<sup>31</sup>。このような「評価拒否」の態度、少なくとも大学や教授団の評価を顕在化させようとしめない風潮が、日本の大学社会にも同様に作用しているように思われる。

しかし、ここでいまさしあたって考えてみる必要があるのは、大学を評価することなどは不可能だと大学評価を拒否する前に、既に「大学評価」というべき試みが大学の外から現実に様々な形で行われている、という事実である。大学を評価することの可否は別として、世間では大学の“威信”(Prestige)の上下を口にし、大学の“格差”の有無を論じ、多くの既存の大学は量的にも質的にも“格付け”や“ランキング”によって社会的な評価に常にさらされているのが現状である。

このような外部者による社会的な評価が客観性ないし公正性の点で信頼できるものであるか否かはさておき、社会的評価の存在は、大学には客観的な指標を通して測定できる部分もあることを示している。例えば大学に入学した学生の受験学力の平均得点、教員1人当たりの学生数比率、学生1人に対応するその大学の蔵書数や建物面積など、さらには国家試験に合格した大学の卒業生とか大企業や有名機関に採用された卒業生数といった数量的指標は、これをいちおう“客観的な”測定値として表示することは可能である。

以上に示したようなタイプの測定値が大学の評価を適切に測り得るものかという疑問が出てくるのは当然であるが、このような形で大学評価が現実に行われているということは、なんらかの形で社会が大学評価を必要としている、ということに他ならない。いうまでもないことだが、評価という機能を抜きにしては、いかなる組織体も存続し得ず、かつ社会的評価からまったくまぬがれて存

続し得る組織体もまた殆ど存在しないであろう。大学も決してその例外ではないのである。

## 2. なぜ「大学評価」が必要か

それではなぜ「大学評価」を行うのか。いったい、いかなる目的のために「大学評価」が必要なのか。

大学評価の目的は、大学自身にとってはまず第一義的に大学の基本的機能である教育と研究をよりよく遂行し、教育と研究の水準を向上・改善することであろう。組織体が自己の目的にそって諸々の機能をよりよく遂行していくためには、絶えざる自己評価が必要不可欠の条件であることは、大学に限らず、あらゆる組織体に共通なことであろう。とりわけ大学は学問の自由の理念に基づく自治的機関という性格を特徴とするが、特にその点からも大学の自己評価は必然的な義務となる。もし大学が自ら自己の機能を点検し、評価することを怠るならば、大学以外の外部機関がなんらかの形で大学評価に介入してくるであろう。自治は自らが自己を主体的に評価し、その結果を社会に示すという前提において、はじめて社会が承認するものであり、<sup>4)</sup> 不断の自己評価を実践することによってのみ、外部からの介入を排除する論理を持つことができるのである。

原理的な理由からだけでなく、今日の日本の大学は、とりわけ大学評価が不可欠のものとして要求されるような社会的状況におかれていると考えられる。

大学の成長・拡大は、大学の多様化と質的格差の拡大を不可避なものとする。その端的なあらわれは、学生の進路選択における多様化の進行である。それは進路選択の範囲の拡大であるとともに、いかなる大学を選択するかという範囲の拡大でもある。それは言い替えれば、大学進学がどの大学のどの学部・学科を選ぶかを問う時代、つまり大学における教育・研究の質を問う時代への移行である。大学でさえあれば進学者が押し寄せてきた時代は既に過去のものとなりつつある。リースマンは、1980年代のアメリカ高等教育においては、学生はかつての「入学許可を求める哀願者」から、「丁寧に迎えられる顧客」へと移りつつあり、今後アメリカの大学は「消費者としての学生支配」(student consumerism)の時代を迎えることになる、と予言している。<sup>5)</sup> すなわち、大学はこれまで学生の質を評価し、大学が学生を選んで入学を許可してきた。しかし、これからは、学生が大学を評価し、入学すべき大学を選ぶ時代になる、というわけである。

日本においても学生の進路選択には大きな変化が生じつつあることは事実であり、その徴候はいわゆる学生の一部の「大学ばなれ」や専修学校人気の上昇といった形でも現われている。そして、こうした進路選択上の多様化は、大学評価の重要性をますます高めるものとなる。なぜならば、進路選択は必然的にどの大学が自分の進路に最も有利ないし適切かを評価した結果に基づいてなされる決定だからである。

大学間の内外の交流や国際化の進展も、大学評価を要請する要因となる。大学間の学生や教師の移動、習得単位の互換や学位の相互認定、留学生の受け入れ、交換、派遣などの活発化に伴って、大学の資的水準やその単位・学位の価値を判断するための大学評価が不可欠になる。日本へ派遣される留学生や研究者の数が増加し、多様化すれば、かれらの進路選択のために数多い日本の大学の質を個別に判定し、その評価に基づいて大学を選定する方法が必要となってくる。

高等教育における「国際化」が進展すればするほど、大学の教育・研究水準の交換性や等価性など、いわゆる大学間の質の社会的・国際的承認を求める要求が強まらざるを得ない。留学や国際教育交流プログラムの活発化は、同時に、留学経験や国際交流学習の大衆化と多様性をもたらし、かつ大学間の国際競争も激化せざるを得ないから、なんらかの形で質や水準を保証する必要性が国際的にも高まるのは明らかである。

例えばアメリカの大学と日本の大学とが国際教育交流上の支援関係を結ぼうとする場合に、両者の教育プログラムの等価性と交換性を保証するものはなんだろうか。アメリカの場合は、機関としての大学の全体的評価や専門分野別の教育プログラムの価値を社会的に承認するものとして、アクレディテーションがあり、アクレディットされている機関や教育プログラムは相互に交換性を持つものと一般に承認されている。日本の大学の場合には、これに代わるものとして、政府による設置認可と、大学基準協会の基準認定という社会的承認の制度があるが、設置認可は大学の設立時点における最低の設置認可基準の評価にとどまっておき、大学基準協会の基準認定も同じく大学の加盟時の基準評価にとどまっています。いずれの場合も持続的で定期的な大学評価としては適切に機能しているとはいえません。こうした観点から、日本の大学は、いずれ遠くない未来において、日本の大学の国際的認知を可能にするような評価方式の確立に迫られることになるであろう。

大学評価を不可欠とする要因は、大学の外部社会からもきている。今日、国公立大学に限らず私立大学もその存続の基盤を私学助成費などの公的財源に求めざるを得ないから、大学は常に納税者の支持を得るように努めなければならなくなる。財政の支出が厳しくなればなるほど、納税者や財政当局の大学予算への監視や支出の適切性を求めるアカウンタビリティの要求は高まり、その結果、大学の機能の達成や成果を評価しようとする圧力は強まるであろう。

コストに見合った成果の呈示・説明と適切な支出の会計責任を求めるアカウンタビリティの要求は、大学という機関を困難な立場に立たせることになる。というのは、大学が遂行している教育や研究という諸機能がもたらす成果は、多くが形に現われず、短期的には確認も困難で、しかも数量的に測定しがたい性格のものであるが、社会（とりわけ財政当局や納税者）は大学教育の成果について、往々にして形のある証拠やデータを求めるからである。そして大学がこのようなアカウンタビリティの要求に対して適切な説明ができない場合には、大学への財源配分は、形があり、数量化でき、大学の教育や研究とはなじまないデータに偏った基準によって、決定される恐れが<sup>6)</sup>よくなる。このようなアカウンタビリティの要請に対して、大学があくまでも自己の存在を守るためには、納税者や財政当局を科学的に納得させ得るような論理とデータによって、合理的に大学の評価を自己評価し、これを社会に説明することが必要になる。

大学評価の要請は、さらに大学予算の配分という点からも強まることになる。経済の低成長と財政不足の状況になれば、政府の大学予算額や私学助成費の増額が抑制される傾向が強まろうし、現に強まっている。そうなれば予算の配分は、画一的な基準や積算方式に基づいて各大学に機械的かつ一律的に補助金を配分する方式から、大学ごとの経営状態や経営努力を勘案して助成費の額を決める“選別化”<sup>7)</sup>や、特定のプログラムや政策に重点をおく“傾斜配分”方式へと重点が移されることになるであろう。そしてこのような“選別化”や“傾斜配分”の決定は、当然の事ながら、なん

らかの大学評価に基づいて行われるのである。

こうして、日本の大学は、今後ますますその質的な大学評価を迫られる状況に迫られている、といえるであろう。

### 3. 大学評価に対する諸見解

ところで最近数年間に、「大学評価」にたいする関心が社会的にも高まりつつあり、これまで殆ど取り上げられなかったこの問題に関して、大学内外から種々の見解が発表されるようになった。

#### 臨時教育審議会

まず、総理大臣の諮問機関として1983年に設置された臨時教育審議会の第2次答申（1986年）は高等教育改革の項目のひとつとして「大学の評価と大学情報の公開」を掲げ、「大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究などの状況についてその情報を広く内外に公開することを要請する」と述べている。さらに臨教審は、その「要請」の解説の項で、「大学には絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について自ら検証し、評価することが要請され、そのための方法やシステムを深めることが望まれる」とし、大学が大学自らによる自己評価の方法の開発と実行を求めている。

臨教審がこうした「要請」を表明した背景には、その答申の「大学情報の公開」の解説文にも触れられているように、大学はいまや「大きな社会的存在」であり、「社会の公共的投資に支えられている組織体であるので、大学の状況を社会に明らかにする責任がある」という認識と連動した考え方があると思われる。

ところで臨教審答申は、さらにすすんで大学が自己を評価する方法やシステムについて検討を深めるとともに、個別大学が自己評価を行うことにとどまらず、「大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し、アクレディテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化すること」を提唱している。つまりここでは、大学が自治体としての自治を主張するならば、個別大学の自己評価と並んで、大学の集団自治を通して大学評価の成果を世間に示すべきだということである。ここにはアメリカ合衆国において実施されている大学評価の一環としてのアクレディテーションが想定されているといえよう。

ここで臨教審のいう「大学評価」とは、大学が自ら自己の理念ないし大学の使命に照らして、大学の教育や研究の機能が社会的に寄与しているか否かを検証し、自らその成否を評価することと考えられているようである。評価とは価値を判定することにほかならないから、「大学評価」とは、大学という社会制度ないしは組織体の持つ価値やその機能の効果を判定し、その結果を社会に明らかにする行為と考えられているといえよう。

臨教審がここで取り上げている大学評価の背景には、社会の公的・私的資源に支えられている大学制度は、いまや大きな社会的・公共的存在であるから、大学の現状についての情報や評価を社会に明らかにする責任がある、という公的資源の有効利用を会計的に証明する社会的責任（Account-

ability) の要請がある。

今日、いずれの社会においても大学は、国公私の設置者・財源の別を問わず、直接的、間接的に公共の資源（とりわけ国民の租税に基づく財源）に大きく依存している。大学・高等教育に支出ないし投資される公共財源の比率が高まれば高まるほど、その支出者である財政当局（政府）ないしは支払者である納税者から、その公費の効率的利用やその支出に見合った業績達成度を客観的に証明することをもとめるアカウンタビリティの要求が高まるであろう。

臨教審答申が「大学の評価」と「大学情報の公開」という二つの要請を連動した形で出してきたのは、何よりもまずこうしたアカウンタビリティの発想に由来するものと思われる。とりわけ臨教審が、当時の鈴木・中曽根内閣時代における行財政改革の一環として設置された背景を考えると、このようなアカウンタビリティという考え方からの発想はますます現実味を帯びてくる。

このアカウンタビリティの発想からの「大学評価」や「大学情報の公開」の要請は、しかし大学の自治という観念・慣行との微妙な対立・衝突の恐れを含まざるをえない。この古くて新しい難題を避けるために、臨教審は大学の評価は、大学自らの検証や評価、すなわち大学の自己検証や自己評価として要請し、そこに大学以外の他者による大学評価を強制する勧告は行っていない。

その代わりに臨教審は大学の自己評価、すなわち内部評価に加えて、大学団体による相互評価（すなわちアクレディテーション）の実施を示唆している。これは大学の外部者による評価は大学自治の侵害という反発を大学側から招く恐れがあるため、「大学団体としての自治の活性化」という名の下に、個別大学が連合体を通じて加盟大学を相互に評価し合う、いわば同業者による自主的評価を示唆したものである。

この「大学団体」とは、アクレディテーションという名称の使用からもわかるように、大学基準協会のような大学連合体が想定されていることは疑いを容れない。事実、臨教審の第二次答申は、「わが国の高等教育の在り方を基本的に審議し、大学に必要な助言や援助を提供し、文部大臣に対する勧告権を持つ恒常的な機関」としての「ユニバーシティー・カウンシル（大学審議会）」の創設の勧告に関連して、「本来大学相互の間で自主的に水準の維持・向上を図るための組織として設置されている大学基準協会の在り方を再検討し、これを活性化する必要がある」と述べている。

### 大学基準協会

財団法人大学基準協会ではその1947年の設立以来大学評価に関する検討を行ってきたが、最近では、1979年6月に「大学自己評価研究委員会」（石川忠雄委員長）を発足させ、1981年12月にはその審議の結果を『大学の自己評価に関する中間報告』として発表した。この報告書においては、大学は常に変動し発展する社会との相互作用の中で、その使命を果たすべく、不断の努力を続けなければならないが、その場合の前提となるのは「大学自身の手による絶えざる自己評価（あるいは自己点検）」であり、「自己評価がなければ、大学の向上、より一層の充実に向けての努力も、具体性、実践性を持ち得ない」としている。そしてこの報告書は、「各大学を横断する共通の問題群」を抽出・整理し、評価基準を設定し、「もって各大学の自己評価と、その向上への努力について、判断の目安を提供する」ことを目的としたと述べている。



報告書には、「大学自らがその現状を適確に把握し、いわゆる『自己評価』を行うとともに、絶えず大学の質的改善に向けて努力すべき方策を樹てる目標」（香月大学基準協会会長の書簡、昭和57年2月25日）として、大学の在り方と目標、組織・機構、人事、教育活動、研究活動、施設・設備、財源に関して、36項目の設問が掲げられている。

この報告書は1982年2月に加盟会員校に送付され、意見が求められたが、会員校からは意見は殆ど寄せられなかった。しかし、同協会はかねてからの方針に基づいて、1983年から自己評価実施方法検討委員会（清水司委員長、のち西原春夫委員長に交替）を設置し、中間報告書で示された項目を検討、大学の自己評価実施のための質問事項（案）を提案し、全維持会員校へのアンケート調査に基づいて修正の上、自己評価の項目と基準を作成、1987年1月に『大学自己評価の実施方法に関する検討結果について』を公表、会員校に配布した。

この報告書では「自己評価の実施についての本委員会の基本的考え方」として、次のように述べられている。

本委員会は、自己評価を実施する主体については、少なくとも次の二つの考え方があるとした。

#### ①各大学による個別的自己評価

これは最も基本的な自己評価あるいは狭義の自己評価であり、各大学が現状を認識し、それについて自分なりの評価を行い、必要があれば改善のための目標を設定し、その目標に向けての改善の努力をなし、さらにその目標が達成されたことを確認する。

このようなプロセスを定期的に繰り返すことによって、個々の大学の向上発展が図られる。

#### ②大学基準協会による評価

大学基準協会は、「大学基準等諸基準の設定、改善、活用と、会員の自主的努力と相互援助によって、わが国大学の質的向上を図る」ことを目的としているから、大学基準協会が会員校に対して大学の現状を報告させ、一定の基準により評価を行い、必要があれば、改善のための指導助言を行い、さらに改善の実施について確認することも広義の自己評価といえる。

このようなプロセスを定期的に繰り返すことによって、わが国の大学の向上発展が図られる。

以上の二つの考え方にあって、本委員会が予定している自己評価は、わが国においては、過去において自己評価が行われた実績がないことに鑑み、当面、この2～3年間は、各大学による個別的自己評価を考えることとする。しかし、その後においては、それに加えて、大学基準協会による評価が行われることが望ましいと考える。

すなわちここでは大学評価は実施する主体から見ると①各大学による個別的自己評価と②大学基準協会による評価の2つの主体、すなわち個別的自己評価と団体的自己評価が想定されている。前者は狭義の自己評価、後者は広義の自己評価とも呼ばれており、段階別にいえばまず個別大学の自己評価が行われ、その作業に基づいて基準協会という大学団体の評価および指導助言が行われる、という考え方である。

そしてこのような個別大学と大学団体の自己評価のプロセスが定期的に繰り返されることによって、日本の大学の向上発展が図られる、としている。

この提言は、臨教審答申の提言と軌を一にするものであり、同時にアメリカ合衆国におけるアクレディテーションの方式を取り入れた考えだといえるだろう。

### 日本私立大学連盟

大学側からの大学評価に関する動きは、いくたの大学団体や個別大学においても行われてきている。

社団法人日本私立大学連盟では、1977年10月の『私立大学の相互協力と自己点検』という報告書の中で、大学の自己評価に関わる活動に触れ、「私立大学の教育と研究の充実を図るために、われわれはまず今日の私立大学に与えられている機能と責任に照らして、大学として、また個人として、日頃の活動にあらゆる角度から自己点検を行う必要がある」とし、さらに「この私学存亡の危機に対し、われわれは、それぞれの大学が創立以来辿ってきた歴史的社会的な背景を踏まえながら、現状を率直に認識し、その長所と短所の要因をできるだけ客観的に分析して徹底的に自己を反省しなければならない。そうすれば、大学構成員の合意と協力の下に自ら将来へ向かって努力すべき目標が立てられ、具体的な改革の方針が打ち出されるに違いない。ここに用いた大学における自己点検ないし自己評価という言葉は、この一連の積極的な教育活動を指すものである」と述べている。報告書はこのような認識の下に、自己評価活動に用いる基本的視点と質問項目を列挙している。すなわち、理念と目標、組織機構、計画立案、授業内容および教育指導、研究、財政、人事、施設・設備、入試制度、学生・課外活動、社会活動、厚生・福祉、大学内外の相互協力、評価活動、統計資料その他など15の領域にわたり、135項目の質問項目を設けている。報告書は「この試案を基にして各大学が自校の実情に適った評価を開発し、全学的に自己点検を実施することを期待する」と述べている。

私立大学連盟は大学評価の問題にはその後も関心を持ち続けており、例えば1988年1月に開催された昭和62年度第2回学長会議では、「大学の自己評価」をテーマに取り上げ、西原春夫早大総長が講演を行っているが、その際座長の瀬元美知助氏は「大学における自己評価の必要性については、制度的にみても、また大学の当面している現状からしても、まず異論を見ないところであり、問題はその捕らえ形と実現の道をどうするかということであろう」と述べている。すなわち、大学評価の必要性やその不可避性については、既に大学間でおおよそ合意されているところであり、問題は大学評価を具体的にどのようなものと位置づけ、どう実施するかということだ、というわけである。

### 国立大学協会

国立大学協会が大学評価の問題に関心を示し始めたのは、1985年の第1常置委員会の報告書『大学の在り方について(中間報告)』においてである。報告書はまず「大学評価」を「従来みられなかった問題」であり、近年まで問題となるに至らなかったとして、国立大学にとっては新しい未知の問題であるとしている。同報告書によれば、大学評価という問題が登場してきた背景には、①学

問の担い手が大学のみでなく多元的になってきたこと、②大学が大衆化したこと、③大学が大規模化したこと、④大学が均質的ではなく多様化したこと、⑤日本社会が母性原理（すべて包含していこうとする原理）の支配するものから、父性原理（すべてを切断していこうとする原理）の支配する社会ないしアメリカ的契約社会に移行しつつあること、等が挙げられている。

いまひとつの要因として、国大協報告があげているのは、大学自治の原理である。すなわち、大学自治の形成・確立期には、権力的な大学評価が大学自治の侵害をもたらし、大学評価それ自体へのマイナス評価を生み出し、大学評価を成立せしめない要因となった。ところが今日では、大学自治の観念は変わり、大学自治は近代的な、国家権力の干渉を排除する自治のみならず、大学の構成員自治をも意味するものとなった。このような大学自治の拡がり、大学およびその構成員の責任、並びにその履行のための大学の自己規律を要求するに至り、大学自治は大学の真の自己評価に対しては、決して阻止要因ではなくなった。つまり、大学自治の名において大学評価を否定する理論は、今日では成立し得なくなった、とするのである。さらに報告書は、大学をめぐる状況の変化は、かつての大学の社会から超然性の基盤を掘り崩した。いまや否応なく、大学は、社会の中で認識の対象とされており、自らも、社会における自己を認識し、また社会に対して自らの情報を提供すべきであろう。このような段階においては、大学は、自らの意識的・独立的評価の問題を検討課題とすることを、避けて通るわけにはいかないと述べている。

国大協報告は、こうして、大学の自己評価の必要性、不可避性を前提とした上で、「どのような大学評価であれば正当化され得るか」という問題を検討し、次のような原則を提唱している。

1. 大学の自己評価の目的は、大学の真の活性化にあり、大学の自己評価も大学の活性化のためのひとつの手段であるといつてよい。
2. 大学評価を行う際の原則としては、
  - (イ) 大学の自己評価は、大学自治の原則に準拠して行われるべきであり、他律的評価、非主体的評価、恣意的評価は否定されるべきである。
  - (ロ) 大学の自己評価の大学自治原則適合性は、評価の自律性を要請する。評価の自律性とは、評価が主体的かつ非恣意的であることを意味する。

国大協がこの問題をさらに一歩進めた形で検討した結果が『大学における教員評価について』（昭和62年6月16日）である。ここでは、大学評価や個々の大学教育の研究・教育上の評価は、「本質的に大学にとってなじまないもの」とされてきたが、大学に対する社会的期待の増大に伴い、「大学における評価の問題を避けて通ることはできない」との認識から、この問題を検討したとして、次のような主張を展開している。

#### 1. 評価の目的

大学における自己評価は、研究者にとって自己研鑽・自己啓発につながり、その結果、教員の研究・教育活動などの活性化、さらに大学の新しい活力をもたらすことを期待して、実施す

るものとする。

## 2. 評価の原則および方法

大学における自己評価が学問の真の発展をその本来の目的とするものであることに鑑み、学問の自由、したがって研究・教育の自由を侵す結果となることは、厳に慎まなければならない。

大学における教員の教育・研究などの評価が他の主体によって実施される場合には、学問・教育に対してマイナスの結果が生じる恐れがある。したがって、大学人は、大学自治を生かすためにも、他から評価を強いられることなく、自らの意思によって、この問題に対処すべきである。

また、学問の性質上、評価の基準は学問分野に応じ、評価事項の性質に即し、大学人によって自律的に定められるべきである。

かくて、大学評価は、このような原則に即した「大学教員の自己評価」であるべきである。

## 3. 評価の姿勢

評価はできるかぎり客観的であり、第三者もその評価基準、研究者・教育者の意図・努力・苦心等を理解し得るものであり、また、外部の批判にも充分耐え得るものでなければならない。そして、これにより諸外国における場合と同様な評価効果が得られるよう、個々の研究者がその基準を設定することが、目下の急務であると考えられる。

国大協報告書は以上のような考え方に立って教育の評価、研究の評価、大学の管理運営に対する評価の方法や実施について示唆している。

国立大学の側でも、大学評価をもちやタブー視できないこと、現実に他者による大学の評価が行われてきており、大学人自身が適切な自己評価の方法を示し実施することが、社会の期待に応えるためだけではなく、大学の自治を守るためにも必要だと訴えているのである。

## 4. 自己評価としての大学評価

大学評価に関しては、国立大学協会にせよ私立大学協会にせよ大学基準協会にせよ、大学の内部から組織された関係団体は言うまでもなく、臨時教育審議会のような政府が設置した大学外の審議会に至るまで、まず大学の“自己評価”を大学評価のあるべき姿としている。すなわち大学評価は大学による自己評価が基本とされているのである。

しかしながら、そもそも大学とは評価可能な対象なのであろうか。たとえ可能だとしても、大学が自らの手で自己を評価するということが可能なのであろうか。具体的には大学はどのような方法により自分で自己を評価することができるのだろうか。またそのような大学による自己評価はいかにして社会から身内の恣意によらぬ公正で信頼し得る評価とみなされ得るであろうか。

まず「大学評価」とは、どういうことであろうか。

Dressel<sup>8)</sup>によれば、評価とは或る活動、目的、プログラムの価値を決定するプロセスであるが、このプロセスは、目的の明確化、関連する適切な情報の収集、意思決定という3つの段階に区分され、ある目標に到達するために入手し得る資源を最も有効に活用することが評価の追求する目的で

ある。このようにアメリカでは評価は本来実践的な概念としてとらえられている。

「評価」(evaluation)とはこのように、或る活動やプログラムの評価を測定し、決定するプロセスだとすれば、「大学評価」(academic evaluation)とはここでは大学という組織体の持つ価値やその機能の効果を測定ないし決定するプロセスを意味する。つまり「大学評価」とは、個々の機関としての大学という組織体が持つ総合的な価値を、その目的にそって、可能なかぎり合理的な方法を通して判定しようとする試みである。

ところで大学という複雑な組織の多彩な機能や活動の総合的な価値を、合理的に判定するためには、それを可能とする諸条件について検討をしておく必要がある。大学を評価の対象とする場合、その評価の基準ないし根拠が設定されなければならない。既に述べたように、あらゆる組織体は、その設立ないし存在を正当化する目的がなければならない。組織体としての大学の価値は、大学がそのために設立され、かつそのために現に存在している目的ないし存在理由に照らして、はじめてその有効性(ないし無効性)が判定され得る。すなわち大学が機関として、その設立目的にどの程度合致した活動を達成しているか否かが、その大学の評価を決定する尺度となろう。大学の機能としては、一般に、教育と研究があげられ、アメリカではこれに社会へのサービスが強調される。わが国では、学校教育法(52条)に、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」とあって、大学が学術の中心的存在として、「広く知識を授ける」とことと「深く専門の学芸を教授研究すること」という2つの機能を通して、学生の知的・道徳的・応用的能力を展開させることが目的として規定されている。これを整理すれば、大学の機能としては、

社会における学術の中心としての役割

広く高等教育の機会を開くこと＝高等教育機会の拡大

専門の枠に限定されない広い知識を授けること＝一般教育の提供

専門教育

専門研究

知的・道徳的・応用的能力の展開

を挙げることができる。

したがって、大学評価を試みる際の基準は、以上に挙げたような大学の固有の目的ないし機能が、個々の大学において具体的にどの程度達成されているか、という視点から設定することができるのではなかろうか。

例えば、日本の大学が個別の機関全体として、

学術研究——研究の条件、生産性、学位の価値など

教育機会——入学機会の選抜性、開放性、国際性など

一般教育——一般教育、教養教育の充実性、教育条件など

専門教育——専門教育の充実性、就職状況、社会的評価など

の側面をさしあたっての評価の対象として挙げることができよう。

こうした評価対象を適切に評価するためには、いうまでもなく、評価の原理、評価の基準、方法、

評価する主体、評価の応用などの仕方について、理論的・応用的研究がなされなければならない。そのような大学評価の理論と方法を学問的に確立しておかなければ、大学評価の根拠は薄弱なものとなり、大学内の支持をもえることはできず、その客観性や公正性において社会の承認を受けることもできないであろう。

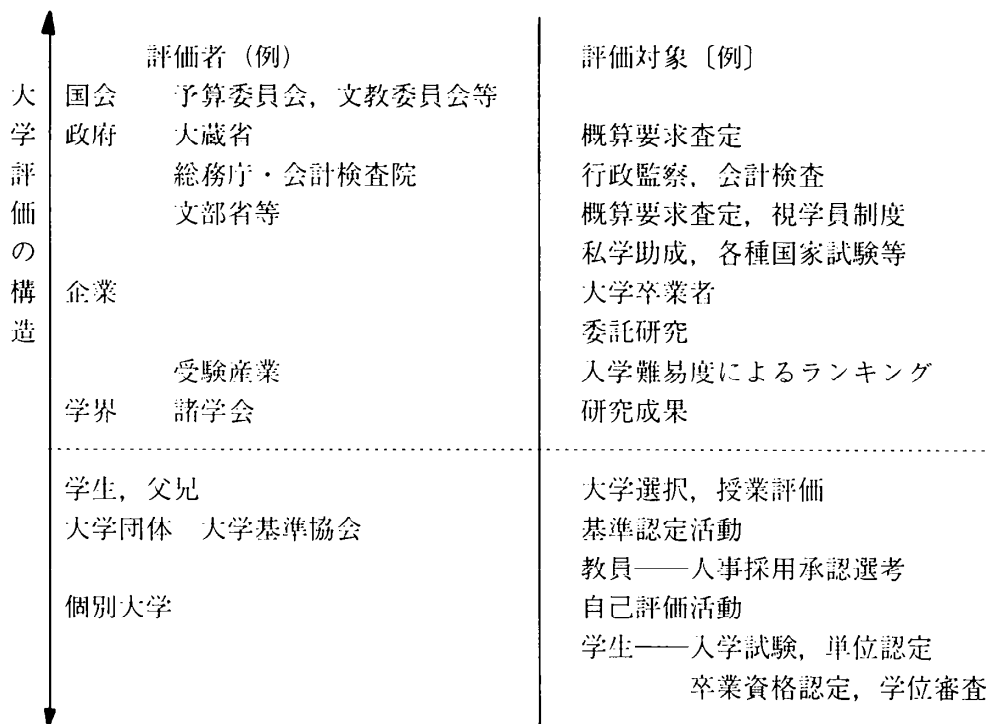
したがって学問的検討に耐え得るような大学評価の原理と方法を確立することが、いまや焦眉の急として求められているのである。そして、大学評価の原理と方法を確立するイニシアティブは、まず大学の中から生まれるのでなければならない。

## 5. 大学評価の構造

大学評価という事象は、その評価主体の別によって、「内部評価」と「外部評価」に分けることができよう。「内部評価」とは、大学が自らの主導権で自己を評価する行為であり、「外部評価」とは大学の外部者（例、政府）が大学を評価する行為を指す。「外部評価」と「内部評価」を垂直の線で結べば、その間には評価主体と評価対象との関係が成り立つ〔図参照〕

〔図〕 大学評価の構造

外部評価〔大学の外部社会による大学評価〕



内部評価〔大学及び大学団体による自己評価〕

「内部評価」については既に述べたが、「外部評価」とは、大学関係者ではなくて、大学の外部者が特定の目的・意図をもって、外部から大学の価値を判定する行為を指す。例えば政府が大学の設置を認可する場合に、その大学の人員や施設設備が大学設置基準に合致しているか否かを判定したり、行政監察や会計検査を通じて大学の管理運営上の効率性や適法性を検査したりする場合には、

そのプロセスには当然評価という行為が含まれる。

大学に関していえば、例えば私学経常費助成や文部省科学研究費などの補助金の増減は、国会と政府の決定に依存しているものであり、その予算額の多少はなんらかの形で国会や政府の大学に対する評価を反映しているものと考えられる。

国会や政府は今日の大学の財源に対する最も強大な評価者である。国立大学に対しては国会も政府もその経常予算の変更には必ずしも強大な影響力を行使するわけではない（なぜなら経常予算は一般に国の法令などによって積算の基礎が定められているので、政府の裁量による予算の増減はそれほど大きくはならないからである）。しかし新規の事業や計画ないし概算要求の査定に関しては、国会や政府の裁量権は絶大であり、その決定のプロセスには当然なんらかの形で大学評価に基づく決定が含まれるであろう。

大学評価における外部評価のうち、日本では政府が大学を直接に評価の対象としている場合がある。ひとつは大学（又は学部、学科などの）新設の場合、新設の大学（又は学部学科）は、文部省の「指導・助言」の下に大学設置審議会の審査を受ける。開設年度の前年度において、その新設大学は大学設置審議会の実地検査を受ける。そしてさらに大学開設後も学年進行にしたがって1学年から4学年までの全学年が揃った段階で、その新大学は大学設置審議会の実地検査を再度受けるのである。これは特に法令の定めによるものではないが、一般には大学設置審議会の“アフターケア”として知られるものである。その際審議会は、新設大学が大学設置基準の規定にしたがって完成されているか否かを確認するわけである。これは確かに大学評価の一環ではあるが、新設大学の設置に関してのみ適用されるという意味では、設置認可後の評価を殆ど含まない点に問題がある。

いまひとつの政府の大学評価ともいうべき行為に、視学委員制度がある。視学委員制度とは、文部省設置法施行規則（第16条）によれば、視学委員は非常勤とし、委員は「上司の命を受け、大学教育又は高等専門教育につき特に指定された事項に関し、指導、助言に当たる」とされている（なお学校法人の調査及び指導、助言に当るものとしては「学校法人運営調査委員」が別におかれている。同規則、第16条の2）。

『視学委員規程』（昭和30年4月4日大臣裁定文大庶第175号）によれば、視察委員とは、①学部、研究科等の教育研究組織、②教員組織、③教育過程、④施設、設備等に関して、大学、短期大学、高等専門学校に対し「専門的な指導、助言」に当るものであり（第1条）、上記の機関に関して文部大臣に対し意見を述べることができ（第1条第2項）、大学、短期大学、高等専門学校別、専門分野別に分かれ、総数は二百十名以内とし（第2条）、①大学及び短期大学の学長又は教授、②高等専門学校の校長又は教授、③学識経験者のうちから文部大臣が任命する者（第3条）であるという。この制度は今日でも実際に運用されており、数年に1回の割合で、一般に2名の委員が順番に大学・短大、高専などを実地に訪問し、その結果を文部大臣に報告し、指摘事項があれば文部省高等教育局長名で調査対象の大学に通知される。この審査の場合も基準は大学設置基準が用いられ、その可否に対しては制度的にはペナルティが課されるわけではないという。視察委員制度は確かに大学にとって外部評価の一端であろうが、視察委員の訪問期間が半日ないし1日という短期であること、あくまでも評価の基準は大学設置基準に基づいており、設置のための水準以上の評価にはならない

という点に問題があろう。

政府に限らず、大学は常に外部からの評価の対象とされている。大学入学時における学生の受験学力を判定することによって、受験産業が個々の大学をその入学難易度に応じて序列化するランキングは、その評価の当否はともかくとして、外部評価のひとつである。そしてこの受験産業による大学評価は、大学受験者の学校選択の有力な手段として広く利用されているばかりでなく、日本の大学の格付けの根拠として多くの雇用者や一般社会からの信奉をも集めているのは否定しようのない事実である。

産業社会は大学の教育・研究という基本機能に関する強大な評価者である。毎年夥しい数の大学卒業者を労働力として採用する企業は、採用試験を通して大学卒業者を評価し、ひいてはこれによって卒業生の出身校としての大学を評価しているわけである。世にいう就職上の指定校制度とか“青田買い”が現実に行われているのは、雇用者がなんらかの形で大学ないしは大卒者を個別に評価し、格付けしている事実を示すものである。

産業社会はまた大学のもうひとつの基本機能である研究の評価者である。大学と実業界とが密接な関係にある分野では、企業は大学に研究費を提供し、委託研究を通じてその研究成果を商品化したり、大学の研究者との共同研究を行ったり、大学に企業内研究者の研修や教育を派遣したり、といった形で、大学の研究と深いかわりあいを持っている。そのことは企業がその大学の研究の水準や生産性を絶えず評価し、その評価に基づいて研究費の投資先の取捨選択を行っていることを意味する。

大学は学術研究の機関として、それぞれ専門の学会や協会において、絶えず評価の対象となっている。多くの大学教員にとって、学会は自己の研究者としての業績や力量が評価される最も重要な場であり、この場においては同僚による評価（peer evaluation）が行われる。学会誌への論文の寄稿、学会での発表を通じての評価こそは研究者としての大学教員の報償なのである。

そのほか、外部からの大学評価は枚挙に暇がないほどである。つまり大学は、他の学校や企業や官庁などの社会制度と同じように、いくたの外部評価に囲まれているのである。

## 6. 大学評価における自律性と公正性

大学は、今や大学の外部社会から他律的に行われる「外部評価」にせよ、大学自らのイニシアティブによって自律的に行われる「内部評価」にせよ、なんらかの評価を避けて通ることができない状況におかれている。

このようになんらかの大学評価が不可避で、かつ拒否することができない状況においては、大学がとるべき態度は大学自らのイニシアティブによる自律的な「自己評価」を行うこと以外にない、ということが、臨教審のみならず大学諸団体の一致した見解となっている。大学が学問の自由と自治を特徴とする組織体であり、かつ教育・研究という、外部者の評価尺度になじまない機能を遂行する機関であること、さらに大学自治が単に他者の大学自治への侵害を守るという消極的な側面のみならず、大学自治を構成員の権利や責任を守るものとするためにも自発的かつ自立的に自己評価を行うべきものであることから、大学にとって最もふさわしい態度は、政府や産業界などの外部



者による外部評価を排し、大学構成員——とりわけ大学専門職（academic profession）——のイニシアティブにより、いわば専門職的見地から大学を評価することであると考えられたわけである。

大学評価は「内部評価」を基本とすべきであるという点では、大学関係者のみならず、一般社会の合意をも得やすい考え方であろう。現に政府の設置による臨教審ですら、大学自身による大学評価を主張しているのである。しかしながら、大学自らによる大学評価は、いくつかの克服されなければならない問題点をも抱えているといわざるをえない。

まず第1は、大学について、とりわけ大学の教育・研究の機能について最もよく知る者はこれに直接関わっている大学の内部者であるということに対する疑問である。すなわち、大学関係者といえども、或る学問分野の専門家ではあっても、大学全体に通じている有識者とは限らず、ましてや大学評価の専門家でもない。とすれば、大学全体に関してよりよく知る者は大学の内部者だけとは限らず、例えば大学行政に携わる文部官僚のほうが遥かに大学全般に通じている場合も少なくない。したがって、大学関係者だけが大学を最もよく知るといえるのはかならずしも自明のことではない、という疑問である。

第2は、仮に大学関係者（＝大学内部者）が大学の事情に最もよく通じているという考え方を認めるとしても、大学内部者が大学について行う「内部評価」は、いかにして評価の公平性や客観性を保証できるのか、という疑問である。評価をよくなし得る者は、内部の事情に通じ、それゆえ内輪の利害に既得権を持ちがちな内部者よりも、むしろ利害関係から離れて、冷静に現実を観察できる立場にある部外者の方が遥かにふさわしいのではないか。したがって、内輪の者がいかに自己を評価してみたところで、その評価は公正性や客観性の点で大きな限界があり、世間からの信用が得られない恐れが強い、というわけである。

第3には、大学による自律的な「内部評価」は、評価を行うか行なわないか、どのように評価を行うのか、その評価をどう活用するか、はすべて原則として大学自身のイニシアティブに依存しているわけだから、必ず大学評価を行わせるという強制力は大学自身以外にはどこにでも存在しないことになる。大学評価とは継続的な質的な向上改善のための努力だとしたら、評価を継続的（ないし定期的）に行わしめるメカニズムをどう保証するのか、という問題である。

以上の3つの疑問は、大学が大学評価を大学による「自己評価」を基本として主張する場合には、どうしても克服されなければならないものである。大学評価は大学自身にとっては自己点検や自己改善を目的としていても、外部社会に対しては大学の質を自ら保証する行為であり、いわば大学のユーザーに対して自己の質を広報する行為である。したがって、大学評価は単に大学内部にとって利益になるものであるにとどまらず、大学の外部社会の信用をも獲得できるものでなければならない。そこで、大学評価の公正性と客観性をなんらかの形で社会に証明することが不可欠となる。

大学評価は内部評価が基本であるという線を引きつつ、評価の公正性や客観性を明示するにはどうしたらよいのであろうか。一つの方法は、個別大学による自己評価という「内部評価」と外部による大学の「外部評価」の要求とを組み合わせることではなかろうか。つまりA大学の内部者によって行うが、その自己評価の公正性や客観性の評価はA大学以外の大学関係者（場合によっては外部者も含む）が行うことによって保証する、という方法である。

これはアメリカのアクレディテーションにおいて一般にとられている方式であって、例えばA大学のアクレディテーションに際しては、A大学の内部関係者が年余にわたって自己点検作業を行い、これに基づいて自己評価報告書（self-study report）を作成するが、この報告書に対しては他大学の評価者が実地調査団（evaluation visiting team）を結成して3～4日間の実地調査を行い、その結果を基準協会が判定する、というプロセスをとる。

ここではいわば大学自身の内部評価に準外部評価を組み合わせることによって、公正性と客観性を保証しようとしているわけである。いうまでもなく実地調査団のメンバーは、審査対象大学とは利害関係のない評価者のみが慎重に選定され、公立大学の場合には、政府の関係者がオブザーバーとして参加することもある。このように大学の内部評価が内輪の内部関係者の恣意的な評価に終わらないような工夫がこらされているわけである。

大学関係者による評価の信頼性を高めるために、アメリカのアクレディテーションでは、基準協会が調査団のメンバーを各分野から広く選定する（例えば、調査対象大学の規模や特徴を考慮に入れ、分野の異なる専門の教授や、学生部、図書館、財政など管理部門の専門職を配している）とともに、それぞれのメンバーには大学評価のための研修（ワークショップ）を受けて評価の知識や技術を身につけるよう求めている。大学の内部者だから大学の事情によく通じているとは限らないという批判に対しては、このように調査団のメンバーの人選や研修という形でカバーしようとしているわけである。

内部評価の最大の欠陥は、自己評価の主導権が大学にあるため、大学の意思次第で、大学評価が継続的に行われぬ恐れが強いことである。これに対して、アメリカのアクレディテーションは、調査対象の大学には基準認定を得た後でも少なくとも10年に1回はre-accreditationを受ける義務を課している。つまりどんな大学でも10年に1回は必ず大学全体の評価を受けなければならない、場合によっては、その期間は、最短1年から5年後に短縮される場合もある。したがって大学評価を必ず行なうという継続性は、時期的に規則として定められているわけである。しかし、これを現実に強制的に行わしめるものは、その地域にあるアクレディテーションの実施機関である基準協会である。つまり基準協会は、個別大学が自主的に結成したvoluntary associationであるという意味で大学の団体的自治を表示し、同時に各大学に自己評価を強制し、その最終的な判定権を持つという意味では、お目つけ役的な権威をもつ外部評価者の役割をも兼ねているわけである。

大学評価にとって最も微妙かつ重要な問題は、何と云っても大学に対する外部評価の要求と大学側の大学自治の主張であろう。大学が自己評価を主張すると同時に、外部社会はまたそれぞれの必要性にしたがって、外部評価を主張する。この難問を解決する一つの方法は、アメリカでは、外部の評価機関（例えば政府）に対して、voluntaryな評価組織としてaccreditation associationsを組織することで対抗しようとしているのである。

このような方式をとるのは、単に外部評価に反対したり、これに抵抗したりするだけでは、大学は外部評価を阻止できるものではなく、外部評価に対抗できる最も有力な方策は、大学が自ら外部評価に対抗できるような、公正で、社会に信用されるような自己評価システムを、自ら備えることである、という考え方に基づくものであろう。ここに大学の同業者規制を基本とするvoluntaryな

評価機関が成立したのである。

このアクレディテーション協会は、あくまでも大学が集まって自主的に大学団体を結成し、その団体自治として大学評価を行うのであるから、大学自身の自律的な自己評価を貫くことができる。他方、大学が団体として、内輪の大学関係者を含まずに各大学を評価するわけであるから、その意味では準外部者としての基準協会が大学評価を行うという意味で、内輪による内部評価という批判に対抗することができる。とりわけ基準協会では、大学評価のための基準や手順を詳細なマニュアルにまとめ、これを公表し、評価はこれに極めて忠実に行われていくので、公正性と客観性を社会に明示し得るのである<sup>9)</sup>。

大学評価を現実化する具体的な方策は、究極的には、①大学評価は外部の権威または勢力に委ねられる「外部評価」か、②大学側の自律的な「内部評価」が公正性と客観性を証明しつつ大学自治を維持するか、③上記の「外部評価」と「内部評価」の結合によるか、のいずれかにあると思われる。

「外部評価」は政府ないしは非政府機関による評価が考えられる。政府の評価は、設置の際の認可、設置後の視察（視学委員制度）、会計検査、行政監察などの行政上の監督や検査、さらには立法府、行政府における予算の査定時における評価行為などがあげられよう。

しかしながら、このような行政権力の下での大学評価は、学問の自由や大学自治の侵害の見地から望ましくないばかりでなく、基本的には教育・研究という、自発的で、効率性という尺度になじまない機能の評価には、適切でない場合が少なくない。とりわけ政府が大学評価に介入してくる場合には、時の政治的、財政的状况の影響を受けがちであるのみならず、画一的な評価尺度を硬直的に大学に適用される恐れを少なしとしない。

非政府機関による大学評価とは、例えば受験産業がいわゆる偏差値によって大学の序列化を図るような場合である。この場合、評価者はごく限定された一つの目的（＝受験生の合格可能性の予測）のために、極めて限定されたデータに基づいて、大学の入学難易度を弾き出すに過ぎず、したがってその評価は個々の大学のごく一面の部分的に偏った評価であるにすぎない。にもかかわらず、受験産業によってはじき出された数値は、恰も個々の大学の総合的評価であるかのように、多くの者によって利用されている。このような一面的な評価が社会に一定の力を持ち得るのは、このような評価に対抗する有力な代替的評価が存在しないからである。すなわち、受験産業のはじき出す入学難易度以外に有力な評価が大学の側で提出しないからこそ、多くの人々がこれに依存せざるを得ないのである。要するに大学評価の受験産業依存という現象は、日本の大学が大学評価の原理と方法の開発を怠ってきたことの結果なのである。

大学関係者が、政府の監督志向的な評価や、受験産業の一面的かつ特定目的志向的な評価に反対するのであるならば、大学自ら大学にふさわしい評価の原理と方法を開発し、これを社会の支持を得られるような形で応用することができるのでなければならない。大学がそれをなし得ないならば、大学評価は政府か非政府機関かを問わず、結局外部者の評価に委ねられることになり、大学は常に外部評価の支配に屈することにならざるを得ない。大学の教育・研究の目的・機能にふさわしい大学評価の原理と方法が緊急に開発されなければならないゆえんである。

## 〔注〕

- 1) 本稿の1, 2の部分は、筆者の旧稿「大学評価の意義」(慶伊富長編『大学評価の研究』東京大学出版会, 1984年, 第1章, 拙著『高等教育の比較的考察』玉川大学出版部, 1986年, に「大学評価論」として収録)を全面的に改稿したものである。
- 2) J. B. ロン・ヘファリン/喜多村, 友田, 石田訳『大学教育改革のダイナミックス』玉川大学出版部, 1987, 35頁。
- 3) 梶田毅一『教育における評価の理論』金子書房, 1975年。
- 4) R. I. Miller: *The Assessment of College Performance*, Jossey- Bass, 1979, pp. 3-5.
- 5) デイビット・リースマン/喜多村和之他訳『高等教育論—学生消費者主義時代の大学』(玉川大学出版部, 1986)。
- 6) H. Bowen; *Investment in Learning*, Jossey- Bass, 1977, pp. xiii- xiv.
- 7) 現に1988年には大蔵省は私大補助金の配分における大学ごとの“選別化”を強化する方針を打ち出している(読売新聞, 1988年11月27日付)。
- 8) Paul Dressel: Evaluation. In: Asa A. Knowles ed. *International Encyclopedia of Higher Education*, Vol.4, Jossey- Bass, 1976, pp.1480- 1481.
- 9) アメリカの大学評価に関しては、以下の諸論文を参照。  
喜多村和之「外国における大学の基準——比較的考察」『大学基準協会会報』第60号, 1988年4月, P. 22-37.  
喜多村和之「大学評価の時代——競争社会アメリカにみる」『IDE ——現代の高等教育』No. 298, 1988年11-12月, P. 5-16.

## On the Evaluation of the University in Japan

Kazuyuki KITAMURA\*

In Japan, to the present, there has been little development of a systematic evaluation for universities and colleges as institutions and very few implementations have ever been attempted. The major reasons for this lack of institutional evaluation are the opposition to outsider evaluation based on the concept of university autonomy as well as a feeling of suspicion towards evaluating academic matters among the academic community.

The Ministry of Education, Science and Culture has the authority to guide the chartering process of new institutions and to supervise institutions by way of visiting supervising committees after a certain period of time. However, these governmental procedures are, in general, not considered to be effective processes of evaluation.

During the 1980s, there has been a growing movement for the introduction of a more effective evaluation system into higher education. The *AD Hoc Council for Educational Reform* (Rinji Kyoiku Shingikai), Prime Minister's Advisory Body, recommended re-examination of the existing chartering standards and the strengthening of the accreditation system, both initiated by individual institutions and the Japanese University Accreditation Association (JUAA). Higher education associations such as JUAA, Association of National Universities, and the Japan Association of Private Colleges and Universities are also in agreement with the idea that at present the evaluation of universities is inevitable and necessary but the basic process of institutional evaluation should be a self evaluation (insider's evaluation process) based on the principle of university autonomy and initiated by individual universities or by associations of higher education, rather than outsider initiated evaluation.

The most important issue of the "self-initiative institutional evaluation" is how to make the principle of university autonomy compatible with social accountability. In order to maintain a "self-initiative evaluation", the university must obtain social credibility by proving fairness and objectivity in self-evaluation. In order to obtain social trust, the academic community has to develop theories and methods of academic evaluation as well as standards to promote the quality of higher education. The only option to protect universities from outsider evaluation is for the academic community to demonstrate that only universities can implement fair and trustful academic evaluation which is most appropriate for the missions of the universities as institutions of higher learning in contemporary society.

---

\* Professor, R. I. H. E., Hiroshima University

